

スポーツ合宿等誘致奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、スポーツ等の合宿、大会等の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、志布志市内に宿泊する学生等の団体に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成される運動部及び文化部若しくはこれに相当する他国の学校であること。
- (2) 別表に掲げる宿泊施設に宿泊したものであること。
- (3) 宿泊日数が次に掲げる条件を満たすものであること。
 - ア 連続2泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が20泊以上であること。

(複数年度にわたる合宿、大会等の補助対象年度)

第3条 1回の合宿、大会等が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿、大会等の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、第2条第3号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿、大会等の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1人1泊当たり1,000円とする。
- (2) 二次交通として新たにバス等を利用する場合は、交通費助成として、1人1,000円を加算して支給する。ただし、自家用車及びチーム所有のバスは除く。
- (3) 1合宿、1大会等の1回当たりの奨励金は、40万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ合宿等誘致奨励金交付申請書（様式第1号）にスポーツ合宿等参加者名簿（様式第2号）及び宿泊者数証明書（様式第3号）添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、合宿、大会等最終宿泊日の翌日から起算して30日以

内にしなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該奨励金の交付を決定し、その旨をスポーツ合宿等誘致奨励金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、会長は必要があると認めるときは、申請者に対し合宿、大会等の成果等について説明を求め、又は調査をすることができるものとする。

(支払)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、会長の指定する期日までにスポーツ合宿等誘致奨励金請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに奨励金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領に違反する行為があったとき。

2 会長は、奨励金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 会長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改正

平成28年11月7日一部改正
平成29年5月1日一部改正
平成30年6月29日一部改正
令和元年6月26日一部改正
令和2年6月25日一部改正
令和3年7月30日一部改正
令和6年7月4日一部改正

別表1（第2条関係）

国民宿舎ボルベリアダグリ	志布志湾大黒リゾートホテル	道の駅松山志
布志市やっちくふるさと村	ホテルサンワード	ホテルポラリス
ビジネスホテル枇榔	民宿すず風	民宿星の栖（ほしのすみか）
民宿せせらぎ	民宿ハマダ	志布志の宿きたの
志布志市“志”	ツーリズム協議会所属施設	ホテル志布志
ビジネスホテルしぶし湾	セントロ志布志	